

防災コラム

防災防犯課

第4回

避難準備情報と 避難勧告・避難指示

8月の台風では、入間市で初めての避難準備情報や避難勧告の発令を行いました。災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめそれぞれの違いを知っておくことが大切です。

避難準備情報・避難勧告・避難指示

「避難準備情報」とは、台風等により人的被害の発生する可能性が高まったときに発令するものです。入間市では、この発令に併せて一部の避難所も開設しています。

避難準備情報が発令されたら、避難するための準備をしてください。また、高齢者や障害者など避難に時間が必要な方は、避難を始めてください。

なお、災害の状況によっては、避難所に避難する「立ち退き避難」だけではなく、家屋の2階に移動して安全を確保する「垂直避難」という

方法も考えられます。避難の準備に併せて、具体的な避難方法をイメージすることも大切です。

「避難勧告」とは、「避難準備情報」よりも切迫した状況で、災害の拡大を防ぐために発令するものです。そして、「避難勧告」よりも急を要する場合には「避難指示」を発令します。いずれも強制力や罰則はありませんが、すぐに避難を開始、または避難を済ませることを市民の皆さんに求めるものです。「避難勧告」や「避難指示」が発令されたら、速やかに命を守る行動をとりましょう。



※準備情報の発令なく、勧告や指示が出る場合もあります。

発令情報の確認方法

入間市では、避難準備情報などを発令した場合、防災行政用無線やテレビのデータ放送、メール配信サービス「茶の都メール」、携帯電話の緊急速報メール、広報車などの手段でお伝えしています。特に、テレビのデータ放送は、手軽に情報を得ることができするため、リモコンの操作方法などをあらかじめ確認しておきましょう。